

会 議 録

会議の名称	本庄市総合振興計画審議会 第3回
開催日時	平成29年4月20日(木) 午前・ 午後 1時30分から 午前・ 午後 4時30分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室(6階)
出席者	審議会 ：岩崎委員、小暮委員、広瀬委員、堀口委員、山口委員、齋藤委員、高橋委員、中野委員、戸谷委員、江原委員、明堂委員、矢野間委員、渡辺委員、納富委員、木村委員、小林委員、田邊委員、谷田委員、茂木委員 事務局 ：山下部企画財政部長、市川市民生活部長、田島児玉総合支所長、稲田教育委員会事務局長、笠原企画課長、高橋教育総務課長、小島課長補佐、堀越主査、齋藤主査、佐藤主事 傍聴 ：2名
欠席者	内田委員
議題 (次第)	1. 開 会 2. あいさつ 3. 議題 (協議事項) 第1号 前期基本計画 教育文化分野素案について(資料1) 第2号 前期基本計画 市民生活分野素案について(資料2) 4. その他 5. 閉会
配付資料	① 本庄市総合振興計画審議会 第3回 次第 ② 資料1 前期基本計画教育文化分野素案 ③ 資料2 前期基本計画市民生活分野素案 ④ 資料3 次期前期基本計画(構成イメージ) ⑤ 資料4 次期総合振興計画前期基本計画素案の見方
その他特記事項	
主管課	企画課

会 議 の 経 過

発言者	発言内容・決定事項等
事務局	みなさまこんにちは。本日は大変お忙しいところ本庄市総合振興計画審議会第3回の会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

	<p>(欠席等の委員について報告)</p> <p>本日の傍聴ご希望者は2名でございます。本庄ケーブルテレビが撮影の申し出がございましたので、ご了承願います。開会にあたりまして会長よりごあいさつをいただきます。</p>
会 長	<p>みなさま改めましてこんにちは。今日はお忙しい中、みなさまにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。先月3月28日に第2回審議会を行いましたところ、概括的などころではございますが、序論をまとめることができましたことをまずはお礼を申し上げます。本日の教育文化分野、市民生活分野の素案でございますが、現在の計画のこれまでの実績と検証を確認しつつ、まとめていけたらと考えております。どうぞ皆さんの忌憚のないご意見を出していただければと思います。本日はよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>会長ありがとうございました。それでは本日の会議資料につきましてご確認をさせていただきます。</p> <p>(配布資料の確認)</p> <p>それでは議事に移らせていただきます。議事の進行につきましては、審議会の条例6条第1項により会長が議長となって行うこととなっております。これからの進行につきましては広瀬会長をお願いいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは私の方で議事は進めさせていただきます。会議のスムーズな運営にご協力をお願いいたします。各分野の基本計画素案については、総合振興計画専門部会の部会長から説明をしていただくこととなっております。</p> <p>それでは協議事項第1号に入る前に事務局から連絡があるとのことですので、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>(素案説明手順の連絡)</p>
会 長	<p>それでは、早速協議事項第1号前期基本計画 教育文化分野素案について部会長から説明をお願いいたします。</p>
部会長	<p>●前期基本計画 教育文化分野素案について説明</p>
会 長	<p>部会長の方から説明がございましたが、教育文化分野素案について、みなさまからご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>ご説明ありがとうございます。1ページの現況と課題というところは大項目名が変わり、内容も変わったところもございます。この中に「アクティブラーニング」という言葉が出てきて、以下の部分では出てこないのかもしれないのですが、この言葉をどのように扱われるのかというところをお聞きしたいのと、アクティブラーニングの言葉の前に「子どもたちが、自ら考え判断・行動し(主体的)、仲間と話し合い協力し(対話的)、課題を解決する」と書かれているのですが、アクティブラーニングは必ずしもこれだけではなくて、「課題解決型」以外のものもございますので、ちょ</p>

	っと一足飛びのような印象も受けましたので、何か課題を解決するというところに重点を置かれている理由があれば、お知らせいただければと思います。
会長	部会長に説明をお願いいたします。
部会長	文章の前段の記述している課題を解決して「確かな学力」と「自立につながる力」を身に付けるための、その代表的な一つとして、授業のスタイル「アクティブラーニング」があるということでございます。その細かな点については、その次のページの中項目以降に指導方法の工夫改善等で記載させていただいているところでございます。
会長	よろしいですか。他に質疑がございますか
委員	1ページ目で貧困の子供に対しての学習支援を行っていくとか、そういった記載を検討されてはということが1点と、3ページ目の②学習補助教員の配置に関して、「小(中)学校に配置」と中学校が括弧書きとなっているのは、今のところまだ検討中であるということなのかとそれから、7ページの成果指標の学校の支援員等(特別支援補助教員、日本語指導教室支援員、学校補助教員、さわやか相談員、学校生活支援員、ふれあい教室相談員・支援員等)の現状65人から70人になっているけれども5人の根拠というのは何かあるのでしょうか
部会長	1点目の貧困の子供に対しての学習支援については、具体的な記述ではございませんが、2ページの「1 指導方法の工夫改善と確かな学力の育成」で「児童生徒を支援する補助教員の配置や学習の機会の充実を図り、個に応じた指導を推進します。」とし、放課後や長期の休みの学習支援の充実を図っていくこととしております。 3ページの学習補助教員でございますが、現在、中学校には配置しておらず括弧書きで表記しておりますが、今後、配置するケースもあると考えております。括弧書きの表記については検討させていただきます。 7ページの学校の支援員等は5人増だけで足りるのかということでございますが、毎年学校の状況は変わっていくため、支援が必要なお子さんが多いと県教育委員会の方から加配教員が付く場合もあり、加配教員が付く場合については先生の手が比較的足りてくるという状況もございますので、そういった状況を見ながら、実情に応じて必要な手当てをしていくということです。5人の根拠は非常に難しいところではあるのですが、必要な手当てをしていきたいということで、子どもたちの数は今後減っていきますけれども、支援員は増やしていきたいとの考えから指標とさせていただきます。
委員	わかりました。
会長	他に意見、質疑等ありますか。
委員	幼稚園就園奨励費等の就学前の支援が今度は抜けていますが、その記載についてお聞きします。 これからの授業は一方向的に先生が教えるのではなくて、自分で考えて課題

	<p>解決ができるようにするということですが、まず「確かな学力」の中に基礎的な学力がなければその次のアクティブラーニングへは行きつかないのではないかと思います。現実を直視しますと、埼玉県平均は全国平均よりも低く、それよりも本庄市は低い状況です。それが価値観のすべてであってはいけませんが、認識していただいたことは非常に良いと思います。それには、まず基礎的な学力を重視するというを入れていただきたいです。基本的には読んだり、書いたり、計算が出来なければその次の高度な目標には到達できないのではないかとその辺が気になります。それに関連しまして、学力向上の推進ということがございますが、これからの教育はこういうことが重要だとあるのですが、やはり基本的な学力がまずあって、次に行くべきであって、その辺が抜けていては、「確かな学力」は身に付かないのではないかと思います。</p>
会長	<p>部会長お願いいたします。</p>
部会長	<p>幼稚園就園奨励費等の記述がなくなっているということですが、本市では公立の幼稚園がなく、私立の幼稚園のみでございますので、就学前の支援については、保育料の低減など子ども・子育て支援の方で合わせて記載するという形にさせていただいております。それと、「確かな学力」については基礎・基本がまずはじめではないかということですが、「確かな学力」は、基礎・基本的な知識や技能が一番にあり、加えて、学ぶ意欲、思考力・判断力・表現力などを含めた幅広い内容を「確かな学力」ということとさせていただきます。「確かな学力」の中の一番基本となるのは、基礎的・基本的な取り組みであると考えております。また、2ページに「1指導方法の工夫改善と確かな学力の育成」の中に「基礎基本の徹底を図る」との表現をここで使わせていただいております。</p>
委員	<p>基礎・基本の上に次の目標があるとわかりやすく書いていただければいいかなと思います。それと、受験前の中学校の学習支援の話を知ると、九九算の習得も危ういという状況だと聞いております。小学校高学年で、習得できなかったものは、そこで支援をする。小学校の学習支援だったら、多くの人でもできるのではないかと思います。小学校で基礎基本の習得の支援をしないとテストでもいい結果はあらわれないと思います。小学校の基礎基本の習得を支援するような内容をどこかで表現を工夫して入れていただければと思います。</p>
部会長	<p>ご指摘ももっともだと思います。中学校で授業を進める上で小学校での基礎の習得は重要と考えております。そういうことも含めまして「小中学校の連携を推進し、9年間を見通した教育を推進」と記載をさせていただきます。その点まだ十分でないということにつきましては、昨年からは、昨年から中学校において放課後や夏休みに支援をはじめまして、だんだんそれを拡充していきたいと考えております。ただし、小学校については下校の安全の確保ということもご</p>

	ございますので、その辺を踏まえて検討をさせていただきたいと思います。
会長	他に質疑はありますか。
委員	5ページのノーマライゼーションの記述が大項目1「確かな学力と自立する力の育成」へ移行とあるのですけれども、4ページ右半分全体と5ページ3人権教育の推進というところで、どういう風に整理してみたらいいのかわかりにくかったものですから補足説明お願いしたいということと、どこを見ても人権教育の推進の絡みというのでしょうか、学校全体で取り組むようないじめなどを許さないという雰囲気づくりといった記述が見当たらなかったものですから、その辺説明をお願いします。それから冒頭に戻りますが、1ページ目で以前は学習障害や注意欠陥多動性障害などの記述があって、ここは全部特別支援教育の方に入っていくから冒頭の記述を無くしたということで解釈すればいいのか2点よろしくをお願いします。
部会長	まず、4ページの右と5ページでは、施策大項目として「豊かな心と健やかな体」について書かせていただいています。豊かな心については、現況と課題で、上段に課題等を挙げさせていただいて、この課題を解決するための意義ということで、それらを受けた形の中項目が5ページの右側にきているという形で構成をさせていただいているところです。また、現況と課題の下段については、体力の向上の部分の記載があって、それを受けた中項目が5ページに出てくるという形です。 また、1ページですが、確かに前はそういうLD、ADHDということで具体的に記載させていただきましたが、これについては中項目、特別支援教育の推進の中で特別支援学級や普通学級における合理的配慮に基づく特別支援的教育的手法を取り入れた教育活動の推進や障害に合わせた特別支援教育の推進の中で対応するという内容で今回は構成させていただいています。
委員	今ご説明いただいたことはよく分かりました。1つ目のこと、私も質疑の仕方が的確ではなかったのだろうと、申し訳ありません。5ページの左側の4 ノーマライゼーションの記述が、右側を読むと大項目1の「確かな学力と」というところに移行していくとあります。この移行したものがどこに相当するのかが分かりにくいので、そこを説明していただきたいということです。 あと、意見として申し上げますが、学校での人権教育というところで、学校の雰囲気づくりというのがすごく大事なポイントになってくると思います。その記述が、それに相当すると受け止められるところが見当たらなかったことから、先ほどのような質疑をさせていただきました。お願いします。
会長	それでは、部会長、お願いします。
部会長	先ほどのノーマライゼーションについては、2ページの特別支援教育の推進に移行して受けているという形です。4ページで、学校の雰囲気づくりを

	<p>もっと触れたらいいのではないかというご指摘だと思います。現況と課題の2段目で本市における状況で、全国学力・学習調査の結果では、やや落ちている状況ですが、いじめや不登校は、本市でも解決しなければならない重要な課題として挙げています。課題解決のため「人権教育の充実を図り、命の尊さを自覚し他者の痛みの分かる子どもたちを育成する」と記述しておりますが、委員さんがおっしゃられたように雰囲気づくりまでの記述がありませんので再度、検討させていただければと思います。</p>
会長	他に質疑はありませんか。
委員	<p>3ページに9項目あって、そのうち削除が3つになるということは、これが6つになると思います。この中に何か足りないなと思ったのですが、やはり保己一先生のことを書いていません。私は本庄市内の小学校の生徒たちに、やはり地域の偉人としての保己一先生の特別授業みたいなものを組んでもらいたいと漠然と思っています。後ろに総検校塙保己一先生遺徳顕彰事業というのがありますけれども、10年後、20年後、30年後のことを考えていくと、やはり地元の子どもたちが知らないことを外に発信するのはいかなものかと、そういった部分を含めて、加えることを考えてもらいたいです。</p> <p>また、質問が一つあります。今、実際本庄市内の小学校の生徒たちに、そういった保己一先生のことを教える時間が実際あるのか、もしあったならどのくらいの時間を割いてやっているのかを教えてくださいと思います。</p>
部会長	<p>まず、保己一先生の関係の記述ですが、6ページに豊かな心と健やかな体の育成、資料編の主な事業一覧です。⑤道徳教育の推進で「道徳の授業の工夫改善や、塙保己一など地域教材の開発を進め、道徳教育の充実を図ります」と記述しております。また、既に平成28年度において、塙保己一を題材とした道徳の教材を独自に作り、これから活用する予定となっています。それと小学校3・4年生が使う社会科副読本についても郷土の偉人や文化遺産等の扱いを大きくしています。ですから、社会科教育の副読本で必ず塙保己一に触れますし、校長先生の講話等で触れる。また、これから道徳教育で地域教材を活用することなどにより郷土の偉人等に触れるような配慮をしていきます。</p>
委員	<p>よく分かりました。私は今それ自体も知らなかったのでこういう質問をさせてもらいましたが、もう少し力を入れたほうが私はいいような気もするので、そういった記述ができるのであればしていただきたいです。やはり種をまかないと木は育っていきません。30年前に、ここに新幹線の駅を作ろうなんてとき、みんな笑っていたじゃないですか。けど今できているじゃないですか。そういうことをやってきたいと思うので、もし記述ができるのであればしていただきたいと思います。以上です。</p>
会長	どうでしょうか、部会長に答えをお願いします。

部会長	先ほど言った記述ですが、本庄市教育大綱の中に、世のため、後のための教育ということで塙保己一先生の残された言葉を基本理念ということに入れさせていただいているということをご報告申し上げます。
会長	よろしいですか。委員から記述ができないかという話がありましたが、それについてはいかがですが。
部会長	はい。持ち帰って検討させていただければと思います。
会長	他に質疑はありませんか。
委員	<p>質問を2つお聞きします。まず3ページです。主な事業一覧の中の左側④番進路指導・キャリア教育の推進の中で、望ましい勤労観や職業観を育成するという件に関して、まず望ましい勤労観とか、職業観とは、どういう、誰が望ましいのでしょうか。これは言葉的に言うと、大人とか、保護者が望ましいとなってしまうと、子どもの成長に影響を及ぼすかと思います。これは2ページの3番に、今度は逆に、今度は職業観が先に来て勤労観になっているので、これはどちらか統一していただけるとありがたいです。望ましいという文言はどうとらえたらいいのかご説明いただきたいです。</p> <p>もう一つ5ページ6番体力向上と健康づくりの推進の中の文言で、運動好きな児童生徒、運動好きとなると例えば体に障害のある子とか、今の世の中はどうしても運動が好きになれないという子どもがいるので、その子たちも強制的に運動好きにしようという問題があるかなと思います。運動が好きと思えるような児童としていただければありがたいかなと、これは4ページ右側の現状と課題の最後に、「今後さらなる体力の向上を図り、運動好きな子どもたちを育成するため」とありますが、運動好きな子どもを育てるという限定的なとらえ方をするとちょっと問題があるのかなと思いますのでご返答いただきたくよろしくお願いします。</p>
会長	それでは、部会長に説明をお願いします。
部会長	運動好きなところをご指摘の通りかと思います。これについては修正させていただきたいと思います。また、望ましい勤労観、これは偏った考えでなくということをお願いがための言葉ですが、これについてはもう少し言葉を検討したいと思います。
会長	よろしいですか。
委員	勤労観と職業観が入れ替わっている部分については、どうされますか。
部会長	修正させていただきます。
会長	他はよろしいですか。
委員	8ページの教育環境の整備の中項目に学習環境の充実というのが新しく付け加わっています。私の印象ですけど、これは大項目のタイトルに近いという印象があります。こういうのを作るときに、例えば他の大項目の中に入っている中項目が、大項目をまたいで同じようなことが書かれていてよろしいのであるならば、この学習環境の充実の中に書いてある、例えばさわや

	<p>か相談員とか、学習補助教員というのは、他で中項目として入っているので、そちらを書かれたほうがよろしいのではないかと、レベルが合うような感じがします。もしそのように対応いただけるのであればより理解がスムーズではないかというのが1点です。</p> <p>それと大中があると小というのがどこかにあるのかちょっと分からないので、それが具体的な事業ということになるのか、そのへんについて小項目というのがあるのか、それが取組内容ということなのかというのを教えていただけると幸いです。</p>
会長	それでは、部会長から説明をお願いします。
部会長	8ページの学習環境の充実は、持ち帰って検討させていただければと思います。
会長	それでよろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。
委員	先ほど聞き忘れしました。7ページから8ページにかけて、ICTの環境の整備というところで、8ページの下から2段目、タブレット型コンピュータを計画的に導入しますと書いてあります。計画的に導入するということは、目標値がちゃんと書けるのではないかと感じますけれども、ここはいかがでしょうか。
会長	部会長、お願いします。
部会長	今まで、パソコン教室用パソコンについてはリース契約により計画的に更新をしています。デスクトップだけだとパソコン教室に行かないと使えないため、更新に合わせてタブレットの端末に変更をする、または、ディスプレイ部分がタブレットとして使用できるタブレット型パソコンに変更する予定です。学習に使う校内のLANについても、パソコン教室のパソコンの更新時期に合わせて整備していく計画をしているところです。これについても時代とともにどう整備していくかというのが変わっていきますので、いつまでに何台整備しますという目標は難しい部分があります。その時代に合わせる形で導入を進めていきたいと考えています。
会長	他に質疑ありませんか。
委員	<p>12ページです。ここにいろいろな本庄市の文化財関係のことが出ています。先日オープンしました旧商業銀行の煉瓦倉庫は登録有形文化財ということで建物自身に非常に価値があると思っています。その扱いはどこでどうなるのかなというのが一つです。</p> <p>13ページの4埋蔵文化財の保護と活用についての「出土遺物については、展示・発表の機会を増やし、より多くの人々が鑑賞できるよう取り組みます。また、適切な収蔵スペースの確保を図ります」と記述してありますが、出土遺物について展示・発表の機会を増やすというのは、どこでどう増やすおつもりなのかというのが一つあります。煉瓦倉庫の扱いと2つです。どこでどういう展示機会を増やすのかを聞きたいです。</p>

会長	それでは、部会長から説明をお願いします。
部会長	<p>12ページ文化財の保護と活用の推進での煉瓦倉庫の記述についてですが、煉瓦倉庫は、国登録有形文化財であり、本市にはかなり数がありますので、記述については迷うところです。また、これについては検討させていただければと思います。</p> <p>13ページの展示・発表の機会を増やすということについては、連携で展示会を開くことや、貸し出しで仙台でもさきたま史跡の博物館での展示、それから静岡市の登呂博物館での展示等が予定されています。依頼に応じ、積極的にいろいろなどろで見させていただくということで、こういう形の記載をさせていただいたところです。</p>
委員	<p>今度は意見です。今聞いたこの2つは関連していると思っています。煉瓦倉庫は、本庄市も大変力を入れて、お金もかけています。それをちゃんと位置付けてやってほしいということが一つあります。市民がもっと親しめるように埋蔵文化財を展示してくださいということです。</p> <p>あともう一つ、歴史民俗資料館をずっと展示スペースとするのはちょっと筋が違うのではないかと考えられます。やはり1階の中山道関係の資料は煉瓦倉庫に移すという話も市の説明で聞いたことがあります。煉瓦倉庫は、市民が集まるスペースですが、文化財の展示ルームとして使う、そのことを、計画に位置付けていただきたいというのが私の希望です。私一人の考えでどうこうしろということではありませんけど、皆さんもちろんそういう意見を持っています。本当に今のままではあそこはもったいないです。有効利用していただきたいです。それには建物そのものもちゃんと文化財としての位置付けは必要なのではないかと思っています。</p>
会長	要は13ページの適切な収蔵スペースの確保を図りますというのは、これは煉瓦倉庫を指すのではなかったですか。
部会長	この収蔵スペースについては、莫大な量の出土遺物を想定しております。展示スペースとは別に考えています。
委員	煉瓦倉庫の中を皆さんに見ただけという展示スペースとしての意味で、問題提起です。収蔵スペースのことは、市は別にどこに置いても私は構わないと思います。
会長	他に質疑はありませんか。
委員	10ページをご覧ください。右側、4番、青少年教育の充実の文言の中で、2行目からインターネット等に氾濫する情報をチェックし、環境の浄化に努めますという文言が書かれています。インターネットの情報なんていうのは日進月歩どころではなく秒単位で増えていく状況の中で、これをチェックして環境の浄化に努めるなんていうのははっきり言って行政だけでは無理だし、企業でも無理なことなので、これはきっちり書きすぎているので、できる限りだとか、そうしておかないと、これは自分で自分の首を絞めるような状況

	<p>になっていく気がします。もしこれを書くのであれば、何の情報をチェックするのか、これがちょっとあいまいになっていると思いますがいかがでしょうか。</p>
会長	<p>部会長、説明をお願いします。</p>
部会長	<p>これについては、表現方法を検討させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>いいですか。他に質疑はありませんか。</p>
委員	<p>4ページの豊かな心と健やかな体の育成というところで、現状と課題の中に、近年、家庭の教育力の低下や地域コミュニティの弱体化とともにという課題が書いてありますが、それをもとにいじめや不登校の深刻化などが書いてあります。それに対して5ページの3、人権教育の推進というところで取組内容が書いてあります。こちらは基本的には学校教育的部分の見解で書いてあって、その次に、6ページにいじめ・不登校の問題の解消ということで、学校生活アンケートなどを実施ということで、すべてが学校の関係になっています。地域コミュニティの希薄化の中で、もうちょっと道徳的な心の部分の親子のつながりというのを市として推進していかないと、今後書面に残るものではないので、心に残るものなので、しっかりとした家庭の親子の絆づくりを推進していくような事業を取り組んでいっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>それでは、部会長で説明をお願いします。</p>
部会長	<p>この教育文化分野の教育、人権についても、道徳についても、あくまでもこれは学校教育の前提の形でここに書かせていただいています。また、人権啓発というのは、また別の項目、市民生活分野で、出てくるということで、あくまでもこちらは学校教育の中の道徳、人権教育ということで書かせていただいているということでご理解いただければと思います。</p>
会長	<p>よろしいですか。他に質疑はございませんか。それでは、他にないようですので、第1号につきましては閉めさせていただきたいと思います。ここで5～6分休憩します。(休憩)</p>
会長	<p>それでは、そろそろ始めさせていただきたいと思います。席にお戻りいただきたいと思います。</p> <p>それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。協議事項第2号前期基本計画 市民生活分野素案について、部会長から説明をお願いします。</p>
部会長	<p>●前期基本計画 市民生活分野素案について説明</p>
会長	<p>それでは、ただいま部会長から説明がありましたが、市民生活分野素案について皆さまのご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いします。</p>
委員	<p>4ページ右側の2段落目、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というところです。ここで言わんとしているところは分かりますけども、この文章が妥当なのか、もっと他に何か違った表現がないのかなとちょっと気になりました。後半を表現するにはこの文章が必要なのかなという気はしま</p>

	すけれども、他の表現がないのかをお聞きします。
会長	それでは、部会長お願いします。
部会長	委員さんがおっしゃったことについては、第二次男女共同参画プランの中の文言を使わせていただいているところです。現行の計画の中の文言ということでご理解いただきたいと思います。
会長	よろしいですか。他に質疑はありませんか。
委員	<p>7ページの防災についてのことです。今行政と自治会とか、災害に対する意識や活動を共通に取り組んでいると思います。私の住む地区は裏が利根川というところで、もし利根川が氾濫した場合、避難場所といたら、学校しかないわけです。この防災訓練の目指す活動の内容から見ていると、かなりパーセントが高く、また、安全性に対する認識とか、それが出ていますが、この利根川の近郊の人たちがどのような対策とどのような方法でパーセントを出されているのかご説明をお願いします。</p> <p>それと、利根川にある関係上、治水ということで、これは利根川上流にダムがあるからそれでいいということではないと思います。下流に行けばかなり本数が、水の幅が広くなり、また水がたくさん入る川もあります。そういったことで治水対策の強化というものは利根川自体のことについてはやられているのかどうか、こういったことで2点を重ねてご質問させていただきます。よろしくをお願いします。</p>
会長	それでは、部会長から説明をお願いします。
部会長	基本計画ですので、個別の災害については触れていませんが、委員さんがおっしゃった自主防災組織の組織率を記述しています。利根川沿岸の自治会は、すでに自主防災組織ができています。その地域の実情に合った防災訓練、研修とかを行う用意がありますので、ぜひ活用していただきたいと思います。自主防災組織というのは共助の部分ですので、もし氾濫した場合には、行政や自衛隊や消防が来る前に、自主防災組織にまず動いてもらうこととなります。それから、利根川の治水対策は済んでいます。国が管理している河川ですが、国、県、それから近隣周辺市町村で坂東上流水害予防組合というのを結成しています。そこで水害が起きた場合についてのエリア分け、誰がどこの分担かどうかという計画は立てておりソフト面で対策は進めているところです。
会長	他に質疑はございませんか。
委員	4ページのめざす姿の「性別、国籍や障害の有無に関係なく、全ての市民の個性と能力が発揮されています」とあります。障害の「害」というのはこの字を使わないとなっていると思いますけれども、その確認です。それから、同じページの成果目標です。審議会等における女性委員の割合というのをこの数字で30%というのはかなり全国的に一般的だというお話でしたが、基本的には50%に近い数字というのを取りあえず目標に挙げておくべきで

	<p>はないかという気がしました。</p> <p>それから、7ページの危機管理体制です。これはうろ覚えですけど、本庄市の市庁舎が停電のときに自家発電の持つ日にちが1日ないというお話を確かテレビか何かで聞いたように思います。本来は3日間ぐらいないといけないと聞いたのですが、それは今現状どのようになっていますか。以上です。</p>
会長	<p>それでは、部会長から説明をお願いします。</p>
部会長	<p>障害の「害」につきましては、本庄市は従来の「害」をこのまま使っているところでは、それから2点目の審議会等における女性委員さんの割合は50%が望ましいのではないかというご意見ですが、実際、現状からいきますと50%はだいぶ遠い、懸け離れた数字であると認識をしているところで、やはり一般公募の委員さんという形を取る部分が少なく、審議会や委員会等については、役職で来ていただく場合が多いです。社会的に各団体のトップになられている女性の方が増えてくるのが望ましいことで、そうなっていけば、市が設置する役職において招集するようなものが多いので、必然的に女性が増えてくると、現状では考えているところです。</p> <p>それから市庁舎の自家発電については商用電力がダウンしたとき、まずはバッテリーが起動して、パソコンの寸断を防ぐとともに、備えている自家発電機が稼働して、重油の補充がなくても8時間ぐらい活動できると聞いています。これにより、市役所中、庁舎中の非常発電機に接続している照明、コンセント、それからパソコンにおいてのシステム、これらの最低限のものについて、8時間は確保できているということです。</p> <p>あわせて、市役所内のソーラー発電パネルを27年度に設置して、災害対策本部を開設するフロアについては、その蓄電池から電源を供給することになっています。発電できない場合においてもこれは使い方によりますが、災害対策本部は非常用電源で2日ぐらいは、運営できるということです。今委員さんがおっしゃった自家発電は、商用電力がダウンした後に3日というのが望ましいという話ですが、この市役所庁舎が建ったのは平成4年です。そのときについては防災の対策本部としての基点ということを考えて建築されています。今のご意見は担当部局にお伝えさせていただくということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>先ほどの障害の「害」ですけども、国は、確か「害」は使っていないと思います。障害というのは「害」があるということではないです。ですから、本庄市はまだ使っているという話ですけども、平仮名にするとか、違う感字がありますのでそれに直したほうがいいのではないかと思います。</p>
会長	<p>この前の3月28日の会議のときにやはり同じような意見が出たと思います。そのときのまとめとしてどういう結論でしたか。事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>前回のときの基本構想骨子案の際、話をいただき、確認をさせていただい</p>

	ておりますので、基本構想の素案でご説明させていただくような形を取りたいと思います。よろしくお願いいたします。
会長	よろしいですか。もう少し時間をいただきたいということでご理解をお願いします。
委員	13ページの交通安全対策の推進です。この地域が埼玉県内で人身事故件数ワーストワンとなっています。それで関係者が長期間にわたって大変ご苦労なさって、いろいろな対策をなさってきたと思いますが、この状況はまったく残念な状況で、さらに抜本的で積極的な手を打たなくてはいけないと思います。さらにほかの視点から対策を講ずることが必要だと思えます。13ページ現況と課題の「交通安全教育や交通事故防止に対する意識の高揚、生涯を通じた交通安全思想の普及」は、絵に描いた文章というか、あまり迫力がないです。もっと事態は深刻です。非常に若い人が交通事故の加害者にも被害者にもなりたくないです。とにかく文章に入れてほしい言葉は、「交通事故被害者等、家族も含む、連携した交通安全教育」です。これは新聞にもよく載りますが、この前は、81歳の高齢者が高校生をひいてしまい、そのお母さんが裁判で深刻な状態を訴えています。そういうことが日常茶飯事あるわけです。そういったことを何とか減らさなくてはいけない。交通事故被害者の声を熱心に聞くことで「もう運転やめようか」とか、そういう人が出てくると思えます。そういう人には、やはり市が返納者への支援策を積極的に講じる。これは各自治体がいろいろな策を講じています。本当に真剣に高齢者が免許を返したときに相当な支援策をやるべきだと思います。そのぐらい事態は深刻だと思います。被害者の声をもっと聞くべきだと思いますので「交通被害者等と連携した交通安全教育」の文章の記載をよろしくお願いいたします。
会長	それでは、部会長から説明をお願いします。
部会長	なぜこの地域に事故が多いかというのは、いろいろな原因がありますが、簡単に申し上げると県境を渡る大きな橋が2つあり、そこから1日4万台以上の車が入ってきて市内を縦横に走るということで、そうすれば当然事故が多くなっていくわけです。それを単純に市町村人口で割るという統計の取り方も本市の事故の発生率が上がってしまう要因の一つとなっています。

部会長	<p>それから、車の保有台数も県南に比べて1.4倍以上、それから交通事故の加害者につきましては、約4分の1が市外の方が起こした事故ということです。</p> <p>それに対して、交通事故の発生件数については10年前と比べ、4割ぐらい減になったということで、件数自体は減ってきているところです。市が交通安全で何ができるかということですが、規制や免許の返納を無理やり法律化とか、そういうことはできないことです。そうすると何が出来るか今までどおり意識改革のための啓発、それから研修会、あとは規制を伴わないガードレールやカーブミラー、区画線の白線とか、そういうものの整備をしまっているのが市の役割ではないかと考えています。</p> <p>抜本的とおっしゃいまして、これだけ交通量があって、本市にお住まいの方で車での移動をやめるような、そのような抜本的な改正というのはなかなかできないものと考えています。あとは規制の関係については県警のほうにやっていただいたり、取り締まりを厳しくしていただいたりということと併せてやっていただきながら交通事故の発生を防いでいくということを目指すということです。</p> <p>今年2月に作りました、第10次本庄市交通安全計画の中には、委員さんがおっしゃった交通事故被害者並びに加害者等の実際に起こった話を用いた研修を進めていくことを新しく盛り込ませていただきました。今いただいた意見に基づき、現状と課題というよりも、施策のほうにその文言、被害者等、もしくは被害者並びに加害者の実際の話を用いたという文言を付け加えさせていただきたいと思います。</p>
委員	どこに文言を加えるのですか、はっきりお願いします。
部会長	<p>具体的な事業の方法ですので、高齢者、児童、園児を対象とした交通安全教育です。高齢者の免許返納についても、高齢者に向けた研修会で返納を促すことや、免許返納の知識を身につけていただくような取り組みをしています。それから子どもに対しても交通安全教室を随時開催しているところですが、この交通安全教室の中に、委員さんが申された交通事故の加害者等の体験を取り入れたという文言を新たに入れたいと思います。</p>
会長	よろしいですか。
委員	14ページですか。
部会長	14ページの④の交通安全教育という、実際に事業の中のやり方の一つですので、ここに入れさせていただければと思います。
会長	よろしいですか。他に質問等はございませんか。
委員	<p>市民生活分野の1ページですが、自治会とか、ボランティア団体、NPOとかそこに書いてあって、行政にとってまちづくりに重要なパートナーだということが書かれています。今後、維持できなくなるような自治会が存在するわけですので、バックアップをするようなことを考えていただければあり</p>

	<p>がたいと思います。新たな課題の対応として文言を盛り込むよう考えていただくことを希望します。</p>
会長	<p>部会長から説明をお願いします。</p>
部会長	<p>現況と課題の下から2行目の「新たな課題」というところで、包括して書いています。市と協働していただいている、これからも協働していただく、団体については、支援をしていく考えでいるところです。ボランティア団体の数についても増えたり減ったりしています。それからNPO法人の数は横ばいの状態です。今後もコミュニティ活動等の推進を図っていくことが基本的な考えとなります。また、新たな課題というのは、今後5年間における新たなニーズのほかにも、今抱えているものが変化をするという意味も含まれています。</p> <p>また、2ページの1自治会の支援で「活動を支援します」と書いてあります。自治会の消滅を防ぐような文言ではありませんが、ご理解いただきたいと思います。</p>
委員	<p>そういう自治会もあるということを認識しておいてください。</p>
会長	<p>よろしいですか。他に質疑はありますか。</p>
委員	<p>今の委員の話とほぼ似ている感じですが、現計画、1ページ目の文章の左の中に、「市民と行政が連携し、ともに地域を支えるまち」の実現は市民との協働なくして推進できません。次期計画、右側の真ん中ごろに、「今後一層の協働を進めていくためには」という形で書いてあります。「少子高齢化の進行と地域コミュニティの希薄化によるコミュニティ活動等への参加者の減少」は、現計画、次期計画の両方に書いてあります。それに見合っ、下に自治会の加入率等が書いてあります。内容についてはこれでいいと思っています。</p> <p>今後、考えていただきたいところは、中身の問題です。30年後には本庄の人口が5万人ぐらいになると言われていますが、今現在でも高齢化の波が押し寄せて、ひしひしと今感じているところです。自治会の役員は募集してもなかなかいません。町内の人もなかなか出てきません。定年は60で、年金は65でないともらえないとなっていますので、みんなまだ元気な方は勤めてしまって、私どもの町内会も定年になった人は3人いますが、3人とも勤めていて自治会のほうにはとても出られないという状況になっています。</p> <p>今回10年サイクルで最初の5年ということ、次の5年には中身の問題をよく吟味して対策を考えていただきたいと、例えばまちなかは非常に歯が抜けているように減少して人数が減っています。高齢者が1人になったら、娘に世話になりに行ったら空き家になる状況が町中は増えてきています。たぶん児玉も一緒だと思います。逆に今度は、地域によっては、郊外のほうでは新しい家が建って、増えてきているところも中にはあります。従って本庄を上から眺めたときに、一部の地域は住宅が建ってきて人口が増えてきてい</p>

	る。
会長	時間の関係もあるので、簡潔に質問をお願いできますか。
委員	分かりました。ぜひこれからの自治会とか、こういう対策を考えるときには、そういう中身の問題をよく吟味して、それで対策を取っていただきたいのと、自治会は高齢化の波で加入数も減っています。さらにそれが5年、10年と、余計そうなってくると思います。ぜひそういうところを今後の5年後は考えていただきたいです。よろしくお願いします。
会長	意見という形でよろしいでしょうか。
委員	はい。意見という形です。
会長	先ほど委員がおっしゃった通り、人口減少社会と重複していますので、中身のある内容に、地域コミュニティという意味でやってもらいたいという意見ですが、何かありますか。事務局のほうから何か、先ほど委員がおっしゃったことに対して説明でもあればお願いします。
事務局	意見として承ります。
会長	それでは、他に質疑はありませんか。
委員	1ページの生活分野の中で、私は文章の一番上に書いてある社会情勢と市民参加の市民ニーズ、多様化、そしてまた少子高齢化による行政サービスということで、解決できないということを書かれています。さきほど委員からお話いただきましたけれども、高齢化社会になると人口も少なくなる、そうすると財政状況も厳しくなる、こういった中で、今文章にはないですけども、就労支援だとか、介護保険料だとか、いろいろなものでこれからの負担が高くなると思います。今市民の行政サービスと安全に暮らせるまちづくりということで、事業を見込んだのはいいですけども、中身をやはりそういったものにも突っ込んでできないものかどうかということで質問と要望です。以上です。
会長	お答えはいいですか。よろしいですか。
委員	本庄市は福祉が、一番財政が厳しいと思います。お金が出ていると思います。今就労支援ということで、生活困窮者の方たちの就労支援というものも出てきていると思います。それと生活保護者といったこともあります。介護保険もかなりこれからは厳しくなるといったことで、今こういう生活分野の中でわれわれ市民が支えるこういった文言の中である程度はそういう中身の濃いものが書いてこないと、われわれも何かこういう文章を見ても何を質問していいのか本当に難しいです。ただ、日常にある程度密着した問題を取り入れていただきたいということと、今の質問をもしできたらお願いします。
会長	それでは、部会長でも、事務局からでも、何か答えをお願いします。
事務局	ご意見ありがとうございます。広い分野の話になるかと思いますが、事務局から説明させていただければと思います。やはり人口減少と高齢化とい

	<p>うのは、本庄市に限ったことではなく、これから向こう20年、30年の間ではものすごい問題になってくるだろうとは言われている通りだと思います。これは本庄市にとっても喫緊の課題だと言っています。</p> <p>前にお配りさせていただいたかと思いますが、人口減少、少子高齢化に対しては、「まち・ひと・しごと総合戦略」を策定しております。まずこれを5年間しっかりやっていくこととなっています。この中で少子高齢化には対応していこうと、その中にはまち創生、ひと創生、それからしごと創生、それと魅力の発信ということをやっています。これらを全体的に行うためには、行政だけではどうしてもこの困難を乗り越えていくことはできません。市民と協働が必要であり、働く場である企業や、また、各種団体、NPO法人等々も役割分担をしっかりしながらこの難局に何とか立ち向かっていく必要があります。</p> <p>総合振興計画は、全体的な、総合的な振興計画ですので、具体的なものを計画の中に落としながら、個々にご議論いただきながら進めてければと思います。大変貴重なご意見だと思いますので、伺っておきたいと思います。</p>
会 長	よろしいですか。他にございませんか。
委 員	言葉の問題ですが、14ページを見ますと、交通安全施設はカーブミラー、ガードレール、道路照明灯、これは全部一緒と言ったのですが、14ページの左側、路側帯という書き方をしてありまして、右側ではこれが区画線となっています。そしてその下の左側でいきますと、交通安全施設整備事業、これもカーブミラー、ガードレール、道路照明灯、ここにはライン関係、路側帯とか、区画線ということは書いていません。何か統一していないですけども、区画線とはどのようなものかを知りたいです。これはゼブラゾーン、横断歩道とか、学校の近くにあるグリーンベルトとか、そういうことを全部入れているのでしょうか。言葉の統一が取れていない気がしますが、どのように解釈すればよろしいですか。
会 長	部会長、説明をお願いします。
部会長	14ページの一番上の欄で、現計画で路側帯というのが2行目に入っていますが、区画線というのは人が歩くところと車が通る境の部分です。これは警察の規制とは違い、道路の管理という部分からやっている事業で、これは市が行う事業です。新計画では、現計画の路側帯を区画線に改めました。
会 長	それを統一して欲しいということだったのです。
部会長	主な事業一覧の1番に区画線も入れることによって統一をさせていただきたいと思います。
会 長	この区画線というのはグリーンベルトも指すわけですか。
部会長	道路管理の中でやるものですが、詳細は分かりません。
委 員	言いたいことは、路側帯やゼブラゾーン、横断歩道が薄くなったときにきちんと塗り直しをして欲しいのです。よく横断歩道なんか、市の仕事では

	ないと言われたらそうかもしれませんが、気付いたら新たに引き直していただきたいので、道路の管理をどこかに入れておいてほしいということです。
部会長	道路管理については、道路整備課が道路パトロールをしています。警察がやった規制にかかわる停止線とか、横断歩道とか、交差点の立体化とかは警察に通報することになっています。市が設置した施設については危機管理課に来るようになっており、市民の方からのご指摘や各自治会からのご指摘もあります。それは随時受け付けており、対応させていただいています。毎年塗り直しを実施しております。県道とか、国道とか、管理が市道と変わるところもあります。それらについては県や国、警察に要望をしております。
会長	他に質疑はありませんか。
委員	検討していただきたいことが1点、4ページの人権についての件です。右側の現況と課題で、聞いて分かる通り、男女と、男と女という生物的性別は結構出てきます。今後のことを考えると、トランスジェンダーとか、LGBTなどを考えたほうがよいのではないかと思います。5ページ目の一番下の関連計画の概要にも、「ともに支えあい男（ひと）と女（ひと）」、これは男女に限定してしまっているのも、やはり5年、10年先のことを考えたら、もうちょっと男女の性別の文言は考慮していただければありがたいのでご検討願います。
会長	部会長、何かありますか。
部会長	性別の取り扱いに関して一部行政で変化が見られているのは承知しています。市が推進している男女共同参画については、男性は男性らしく、女性は女性らしくということで、そうではない方たちのことについてはまだ触れることができていません。次期計画に入れるのは非常に難しいと考えます。いろいろ関係する計画との整合性等もあります。将来的な課題にはなるかと思えます。 近い将来的な課題ということで、必然的に5年間の中でそのような流れが日本中で起きたということになりますと、計画に書いていなくても対応する必要がございます。以上のようなことでご理解賜りたいと思います。
会長	よろしいですか。また5年、10年たてば、また時代とともに考え方も変わっていくかもしれないと思います。男性だから良い、女性だから良いというのではなくて、本当に能力がある方は性別を問わない、それが本当の基本でしょうから、そのようなとらえ方で5年、10年先に、またどうなるか推移を見ていただけたらと思います。他にございますか。
委員	2つ確認させていただきます。防犯灯について14ページの左側を見ますと、カーブミラー、ガードレール、道路照明灯となっており、防犯灯が入っていません。防犯灯の新設は自治会が1年に1自治会が1本確保できればいいという状況なので、平均すると5万円ぐらいだと思います。もうちょっと

	<p>予算を取っていただいて、もっと数多く防犯安全のためにも、交通安全を含めてお願いしたいというのが一つです。</p> <p>それからもう1点は、自治会の加入率です。自治会は、集合住宅の集金に大変苦勞しています。今後、集合住宅のオーナーと自治会の話し合いを設定していければいいと思っています。2つよろしくをお願いします。</p>
会 長	部会長からご説明ください。
部会長	<p>1つ目のご質問です。防犯灯については、防犯の分野の中に位置付けをさせていただいています。交通安全の施設とはまた別の考えですので、12ページの⑤防犯環境の整備に記載をしております。</p> <p>自治会の加入率の向上については、一番大事な地域のコミュニティ、昔あった向こう三軒両隣と言われたつながりが時代とともに希薄になってきており、住みよいまちづくりが推進されない部分もあるかと思えます。高齢化や未婚化で一人暮らしの世帯が増えているということと一緒に、集合住宅、アパート等についても非常に加入率が悪いというのは聞いております。</p> <p>市では自治会の加入率を上げて、みんなで住みよいまちにしていくことを目指していますが、逆の立場から言いますと、自治会は任意団体であり市民にとって加入は任意のことですので、行政としては強制をするようなことはできないのはご承知のことだと思います。</p> <p>現在、年間2,400世帯、3,000人を超える転入者がいますが、世帯ごとに自治会の加入のお知らせというのを配らせていただき、お住まいの自治会の案内と自治会の活動内容についてお知らせをしているところです。今後、自治会の加入についての文面については自治会連合会さんで作成される際、集合住宅のオーナーの方や住まわれる方へもご案内をしていただくことがよろしいかと思えます。</p>
委 員	あとはオーナーさんが代表で、集金をしていただくというのがあります。お互いが話し合いながら協働で進められたらという思いがあります。
部会長	冒頭申し上げました個人の自由の部分とまちづくりの部分とで、非常に行政の立場としても難しいところがありますが、できる限りご協力していきたいと思っています。よろしくをお願いします。
会 長	他にはございませんか。先ほどの件について、どうですか。委員さんで分かるのではないかと思います。
委 員	他の地域に比べて、本市の自治会の加入率が高く、今初めて、集合住宅の集金で苦勞されている話を聞きましたので、検討させていただきます。
会 長	他には質疑ありませんか。それでは、ないようですので、協議事項2号に関してはこのように、先ほど皆さんから意見がありましたところを踏まえてまとめさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
委 員	次回の日程を教えてください
会 長	この後、日程について報告させていただきます。他にないようですので、

様 式

	<p>これで本日の議事は終了させていただきます。</p> <p>それでは、進行を事務局にお返しします。議事進行へのご協力、ありがとうございました。</p>
事務局	<p>皆さん、長時間にわたりまして、慎重な審議大変ありがとうございました。</p> <p>また、議長を勤めていただきました会長にはスムーズな進行を大変ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第4その他です。事務局から次回の審議会の日程についてご連絡をさせていただきます。</p>
事務局	<p>(次回の日程の連絡)</p>
事務局	<p>それでは、次第5閉会です。閉会にあたりまして、副会長にごあいさつをいただきたいと思います。</p>
副会長	<p>以上をもちまして第3回審議会を閉会いたします。本日は本当にありがとうございました。</p>

会 長 広瀬 伸一